

## アジア太平洋地域における日米の情報通信関係個別的 FTA 拡大が広域的なルール共通化に与える影響

藤野克<sup>1</sup>

### 要 旨

アジア太平洋地域で日米両国は、各々、個別的 FTA の情報通信規定の各国との締結を進め、各々の国内の規制ルールの国際標準化を目指す「法的競争」の状況にある。先行研究では、競争的な個別的 FTA の拡大はルール多様化につながり、それが「スパゲッティボール現象」を生じさせ、ルールの広域的共通化の阻害要因となると論じられてきた。FTA 情報通信交渉の場合も、これまでの日米による個別的 FTA の「法的競争」は、確かに、ルールの多様化を生じさせている。しかしながら、「スパゲッティボール現象」は生じておらず、広域的なルール共通化も阻害されていない。これは、情報通信規定では、共通化のメリットがあるルールが十分存在し、また、日米に提案ルールを持つ国との間では対立的なルールの提案を差し控え合うインセンティブがあることが要因と見られる。したがって、日本は、競争的な個別的 FTA 拡大の追求を止める必要はない。日本のこれまでのルール提案は特定のルールに限定されているので、むしろ、より広い範囲での積極的なルール提案について検討していく必要がある。

キーワード： FTA、TPP、政策拡散、相互接続、電子商取引

### 1. はじめに

#### 1. 1. 個別的 FTA から再びルールの広域化へ

情報通信関係の通商協定規定は、「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」(「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(WTO 協定)附属書 1B)に加え、近年の自由貿易協定(FTA)交渉で増加・深化し、情報通信サービス市場へのアクセスや情報通信基盤に関する国内規律、情報通信網上の情報流通に関する規律やネット上の知的財産権の保護の在り方等その内容が広範になってきている。そして、各国情報通信市場の在り方やインターネット上の情報流通の在り方等について、各国の共通ルールの土台を形成してきている。

日本の情報通信関係の通商協定交渉には、これまで3つの画期があった。

第一の画期は、世界的規模の多数国で行われた「関税及び貿易に関する一般協定(GATT)」ウルグアイ・ラウンド交渉(1986-94)及びその後継交渉であった基本電気通信交渉(1994-97)である。この結果、我が国にとって初めてのサービス貿易協定で、重要な情報通信関係規定を創始した GATS が締結された。

<sup>1</sup>早稲田大学大学院アジア太平洋研究科

第二の画期は、二国間の個別的な FTA 交渉の開始である。FTA について、GATS 第 5 条の規定は、サービス貿易の障壁等の撤廃を内容として一定の自由化を進める内容である限りは世界貿易機関(WTO)による自由貿易体制を補完するものとしてこれを許容している。各国は、FTA を締結することで、WTO 協定の定める最恵国待遇原則の例外として、相互に特恵的な市場アクセス権等を供与し合っている。日本では、通商協定交渉の枠組みとして世界的規模の WTO を重視する立場から個別的な FTA 交渉には当初積極的ではなかったが、WTO 交渉はドーハ開発アジェンダ(2001-)で円滑に進まず、また、各国で FTA 締結の動きが拡大してくる中、シンガポールからの提起を契機として、方針転換がなされた。2002 年 1 月 13 日に日星両国首脳によって署名され、同年 11 月 30 日に発効した日星間の経済連携協定(EPA)<sup>2</sup>を皮切りに、日本は FTA(EPA)交渉を各国と進め、アジア太平洋地域では、現在までに 13 の EPA が発効し(地域外ではこの他にスイスとの EPA がある。)、そのうち 10 で情報通信に特化した規律規定が盛り込まれている。

ただ、この中で日本が EPA の締結相手国としてきた国は、2011 年までは、何れも米国との FTA の締結を経験していなかった国であり、日本では、アジア太平洋地域における最大の情報通信大国である米国とはほぼ独立に通商ルールを個別に構築してきた。

それが 2012 年頃から、日本でも FTA における米国とのルール共通化、そしてルールの広域化への展望を見いだしつつあるように見える。これが第三の転機である。

ここには二種類の動きがある。ひとつは、日本が、既に米国と FTA を締結し共通ルールを持つ国、具体的にはペルー及びオーストラリアとの FTA 交渉を行ったことである。これによって日本と米国とが直接に条約を締結している訳ではないが、ペルーや豪州を介した形で、米国との FTA 上のルールの共通化の可能性が生じたことになる。

第二は、広域 FTA 交渉への参加である。日本は、広域 FTA 交渉である環太平洋連携(TPP)協定交渉に 2013 年 7 月 23 日、12 番目の参加国として加わった。交渉内容は厳格に秘密が保たれることになっており、2015 年 10 月 4 日に「大筋合意」に到ったことが 12 か国から発表されたものの、署名には到っておらず、その条文は 11 月に公表されたばかりである。ただ、早くから、協定には電気通信章、電子商取引章等が設けられることになっており<sup>3</sup>、情報通信関係規定が盛り込まれていることはかねてから知られていた。日本は、TPP 交渉参加により、また、基本電気通信交渉以来 16 年ぶりに米国を直接的交渉相手とする本格的な通商協定交渉を行うことにもなった。

## 1. 2. 情報通信規定

情報通信分野の通商協定は、北米自由貿易協定(NAFTA)(1994)を嚆矢とするが、相互接続の確保に関する規定を設ける等により本格的な協定を創始したのは GATS である。Abbott et al. [2]は、国際関係における「法制化」の 3 側面として、国家等への強い拘束性、精緻性、解釈・紛争解決等権限の第三者への委任性を挙げ<sup>4</sup>、WTO 通商協定が精緻性で高

<sup>2</sup> 我が国では、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定を EPA と呼んでいる。本稿では、EPA を FTA の一カテゴリーとして扱う。

<sup>3</sup> Office Of The United States Trade Representative[1]

<sup>4</sup> Abbott et al. [2], 20-24

い水準にあることを指摘している<sup>5</sup>。GATS の情報通信規定の多くは、この精緻性に加え、拘束性、委任性の上でも高度な水準にあるハードローと見ていいだろう。それを象徴的に表すのが、メキシコの国際通信法制が GATS 電気通信附属書及び第 4 議定書の規定に反するとした米国の提起を受けた米墨紛争が、WTO 小委員会報告(2004)<sup>6</sup>を受けて解決に到った事例であろう。メキシコは、第三者的な WTO 小委員会の報告を受けて GATS の規定に則して米国の問題提起に対応することになったのであり、国家への GATS の拘束性、第三者による GATS の規定の解釈と紛争解決が機能している事例と見ることができる<sup>7</sup>。

近年の各国の FTA の情報通信規定は、GATS 等 WTO 協定と同様の規定に新しい規定(「WTO プラス」<sup>8</sup>)を追加していく形で成り立っている。これらは、WTO 協定と同様、巻口[6]が米豪 FTA について指摘したように、各国の規制の枠組みを定める側面を強く持っており、青柳[7]もこれに向けた交渉を電気通信事業者に対する規制に関する交渉と表現している<sup>9</sup>。本稿で着目するのは、FTA の情報通信規定のうち、この規制のルールを追加するものである。

情報通信分野について、GATS や FTA に規定される主なルールを大別すると、(1)外資規制等外国性規制の緩和・撤廃等(市場アクセス、内国民待遇の規定)(サービス章、投資章等に規定。)、(2)情報通信基盤に関する規律<sup>10</sup>(近年の FTA では電気通信章等に規定。以下「電気通信規律」と呼ぶ。)、(3)情報通信網を流れる情報の流通に関する規律<sup>11</sup>(近年の FTA では電子商取引章に規定。以下「電子商取引規律」と呼ぶ。)、(4)ネット上での知的財産保護に関する規定(以下「ネット知的財産保護規律」と呼ぶ。)に分けられる<sup>12</sup>。(3)を中心に当事国の協力等を概括的に定めた拘束性の薄い規定も一部にあるが、後に見るように、全体に、GATS 同様、各国を拘束する規律的规定が多い。

上記の内(1)については、GATS では、第 16 条(市場アクセス)、第 17 条(内国民待遇)に規定するルールの具体的なコミットメントについて各国が約束表で個別的に記載する所謂ポジティブリスト方式が採られ、外資規制緩和等へのコミットメントの度合いは各国でまちまちであったから、FTA 交渉を通じて行われているのは、外資規制の緩和の拡大、つまり、ルールの適用の拡大が主である。後述するように、本稿で検討するのは、ルール自体を増加、深化させる WTO プラスへの動きであるから、(1)については、本稿の検討対象か

---

<sup>5</sup> Ibid., 30

<sup>6</sup> World Trade Organization[3]

<sup>7</sup> GATS 電気通信附属書、同第 4 議定書の約束表所引の参照文書の国家への拘束性は、小寺彰[4]、間宮勇[5]でも指摘されている。

<sup>8</sup> 電気通信章や電子商取引章等の GATS の規定に追加されるような内容の規定については、「GATS プラス」と呼ばれる。

<sup>9</sup> 巻口[6],62、青柳[7], 261

<sup>10</sup> 公衆電気通信網・サービスへのアクセスの確保や主要なサービス提供者との相互接続の確保等。

<sup>11</sup> 電子的送信への関税不賦課やデジタル・プロダクトの無差別待遇の確保等。

<sup>12</sup> 日星 EPA では、これらの他に、第 45 から 57 条の規定において、機器に係る適合性評価結果の相互承認(MRA)についてのルールを導入している。これも情報通信関係 WTO プラスと言えないわけではないが、日米、日 EU 等、他国間では通常 FTA の枠外の条約によりこれらルールを規定しており、ここでは検討の対象に含めないことにした。

ら除外する。

これに対し、(2)から(4)では、後に見るように、日米各々の FTA 拡大の中で、WTO プラスの盛り込みが進められ、ルール自体の増加・深化が進んできた。(3)(4)は、GATS でも、知的財産権を扱う「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)」(1995)(WTO 協定附属書 1C)でも、扱われていなかったもので、FTA で新設されたものである。

GATS の妥結後、TPP 協定交渉までは、日本と米国とは相互に直接の交渉相手となることはなく、互いに別の国との個別的 FTA 交渉を進め、情報通信関係 WTO プラスを創設していった。このことが、近年始まった広域的なルール共通化への動きにどのような影響を与えるのかが本稿の関心事項である。

本論文では、第 2 章で本件に関する先行研究を紹介し、第 3 章で問題設定を行い、その検証方法を示す。そして、第 4・5 章でその検証を行い、第 6 章でその結果のまとめと考察を行う。

## 2. 先行研究

### 2. 1. 個別的 FTA 拡大の行動原理

Solis et al.[8]は、各国の FTA 拡大に向けた一般的な行動原理について論じ、その中で、他国の先行的政策選択による影響に着目した。その依拠する政策拡散理論では、Simmons et al.[9]が、国際的な政策拡散について、「ある国における政府の政策決定が、他の国における先行的政策選択によってシステムティックに条件付けられるときに起こる」とし<sup>13</sup>、そのメカニズムとして、「強制」、「競争」、「学習」、「模倣」の 4 類型を挙げている<sup>14</sup>。Solis et al.[8]は、この政策拡散の考え方を FTA 拡大に応用し、他国の FTA 締結の影響でその国の FTA 締結が起こるとし、FTA 政策拡散圧力として、Simmons et al.[9]の 4 類型を集約して、「模倣」(ある国が別の国を真似る。)と「競争」(競争相手国の FTA 政策に対抗するために FTA の締結を行う。)を考えることとしている<sup>15</sup>。(それは、例えば、穏やかな「強制」と「模倣」との区別、「学習」と「競争」との区別が難しい場合があり、「政策収束の可能性を高める 4 つのメカニズムを明確に区別することはできていない」からだと言う<sup>16</sup>。)その上で、各国ケーススタディで見たところでは、FTA 拡散では「競争」が「模倣」よりも「かなりの程度優勢」であるとしている<sup>17</sup>。そして、これを「経済面での競争」の面のみならず、「政治・安全保障面での競争」、「法律面での競争」(法的競争)の側面があると論じている<sup>18</sup>。Solis[10]は、この議論の上に立ち、日本の FTA 交渉に向かう政策転換は、競争ダイナミクスが最も適切に説明するとする<sup>19</sup>。

この「法的競争」(legal competition)を Solis et al.[8]は、2 つの基本的な目的、即ち、スタンダードセッティング (後に多国間レベルにより広く組み込んでいくことを意図しつ

<sup>13</sup> Simmons et al.[9], 7

<sup>14</sup> Ibid., 9-40

<sup>15</sup> Solis et al.[8], 12-13

<sup>16</sup> Ibid., 13

<sup>17</sup> Ibid., 18

<sup>18</sup> Ibid., 18-22

<sup>19</sup> Solis[10], 198

つ、幾つかの FTA に新しいルール、基準を普及させること)、そして、各国が供与するコミットメントの範囲のロックインに、導かれる競争であるとしている。FTA 交渉の場を舞台として、各国間が、引いてはより広域の国際ルールに自国の規制が選択されることを念頭に FTA に自国の規制が盛り込まれることを競う規制間競争(regulatory competition)と観念されていると見ていいだろう。そして、最初の交渉結果は重要な先例となり、「双方の法的戦略において先行者はきわめて優位な立場を確保することができる」と指摘している<sup>20</sup>。

Solis et al.[8]は、国内市場におけるプレイヤーの行動の在り方を規定する投資ルールやアンチダンピングルール、知的財産権保護ルールといった法制度の FTA による拡散のメカニズムについて、「法的競争」として論じており、Solis[10]では、日本の FTA 拡大について論じる中で、上記の例に加え、サービス分野のルールについても「法的競争」の事例として言及している<sup>21</sup>。FTA における情報通信関係規定は、サービス分野のルールに属し、その性質について、巻口[6]は、その多くが、各国の国内市場で活動するプレイヤーの行動の在り方を規定する規制の枠組みを提示するものとなっていることを、米豪 FTA について検証する中で指摘している<sup>22</sup>が、こういった規制ルールについて「法的競争」が行なわれていることを検証した先行研究は見当たらない。

## 2. 2. 「法的競争」による広域的なルール共通化の阻害

こういった個別的 FTA の拡大の他方で、広域的なルール共通化を模索する動きが生じている。これに関して、「法的競争」による個別的 FTA の拡大は、広域 FTA 拡大を進めることで克服されるべきもの、あるいは広域的なルール共通化の阻害要因となるものとして、広域的なルール共通化との関係でネガティブに捉える議論がなされている。

諸国が特惠性を様々な方向に延ばす FTA の拡大が「スパゲティボール」現象を生じさせているとして、特定国産の物品の関税を軽減・撤廃するための原産地規則を例示しつつ、個別的 FTA の拡大によるルールの多様化が通商を阻害する可能性を指摘したのは Bhagwati[12]であった<sup>23</sup>が、この指摘に関し、大矢根[13]は、広域 FTA を個別的 FTA の問題点を克服する方途と見ている。彼は、個別的 FTA の展開パターンに第一、第二の局面があったと論じる。そのうちの第一の局面では、二国間「FTA の政策アイデアが各国に政策拡散し、FTA への政策展開が続発した」ため、二国間「FTA が連鎖的・競合的に拡大した」のだが、それによって生じた「貿易政策の錯綜」、「スパゲティボール現象」に直面し、「自らその問題点を是正する必要を感じ、あるいは関係者や関係国の批判や懸念を意識して、その政策アイデアを自省的に修正し、改善した」とする<sup>24</sup>。そして 2000 年代半ばから第二の局面に入って、広域的 FTA を推進する「拡張」(「地域的な大国」が自国の追求する FTA を東アジア規模に広げる動き)と「標準化」(多数の国が既存の FTA を検討し

<sup>20</sup> Solis et al.[8], 21-22. Nakagawa[11], 74-93 でも同旨。

<sup>21</sup> Solis[10], 206. サービス分野のルールとして内国民待遇が例示されている。

<sup>22</sup> 巻口[6], 54-71

<sup>23</sup> Bhagwati[12], 2-7

<sup>24</sup> 大矢根[13], 230, 238-239

てその共通性、改善策を模索する動き)の動きが各々始まったという<sup>25</sup>。

Stallings et al.[14]は、個別的 FTA における「法的競争」を広域的なルール共通化への動きを損なうものと見る。そして、「法的競争」の中で FTA が拡大することでルールの多様化が生じることを指摘し、これについて、「多様で相容れないルールや異なる様式の FTA の出現は、まとまりのある一貫したルールや基準の形成を困難にする経路依存性を創り出す」として、「法的競争」には「地域統合を損なう側面がある」と議論している<sup>26</sup>。

そういった個別的協定によるルール多様化の事例として、Nakagawa[11]は、東アジアにおける投資ルールを挙げ、地域統合により既存ルール・制度を手直しすることが必要と説いている<sup>27</sup>。

### 3. 問題点の所在及びその検証方法

#### 3. 1. 問題点の所在

本論文では、アジア太平洋地域において情報通信関係の国内規制整備を先行して進めてきた日本と米国について、前章で紹介した政策拡散理論のパーспекティブに沿ってその情報通信関係 FTA 規定の拡大につき検討を行う。

まず、第一に、この両国が各々進めてきた個別的 FTA による情報通信関係規定の拡大について、これが自国の国内ルールの国際スタンダード化を目指す「法的競争」の目的をもって進められてきたという仮説を設定し、これについて検証する。

その上で、第二に、競争的な個別的 FTA の拡大がルール多様化を通じて広域的ルール共通化を進める動きを阻害するという議論が現在の情報通信関係規定について当て嵌まるのかを検証する。これが当て嵌まらないのではないかとするのがここでの仮説である。これが当て嵌まるとすると、現在日本政府、米国政府が各々進めている個別的 FTA の推進と広域 FTA の推進とは、本来両立しないものだということになりかねないが、果たしてそうなのかがこの問題意識である。

#### 3. 2. 検証方法

上記の検証に当たって、最大の困難は、日米各々の FTA 交渉 (TPP 協定交渉を含む。)上のやりとりが、全体のアウトラインを除き殆ど公表されていないこと、また、公表されるべきとも考えられていないことにある。

そこで、本論文では、上記の検証のため、日米が行ってきた FTA 交渉について、その交渉結果、その関連の関係国国内法制、そして実際の交渉担当者へのインタビューにより日本と米国の交渉目的を浮かび上がらせるアプローチを採ることにした。

具体的には、先ず、これら交渉の結果である、日米両国が GATS 以後アジア太平洋地域で推進してきた FTA の各規定を比較検討する。情報通信関係 WTO プラスが初めて本格的に盛り込まれた個別的 FTA は、日本では日星 FTA(2002)、米国では米星・米チリ両 FTA(2004)である。したがって、ここで検証の対象とするのは、これ以後の全ての既発効

---

<sup>25</sup> 同上, 229-231

<sup>26</sup> Stallings et al.[14], 249-250

<sup>27</sup> Nakagawa[11], 88

の FTA に向けた交渉とする。その際には、これに対応する日本、米国、シンガポール等の国内法制の交渉当時の整備状況とも対照した。そして、日本と米国の FTA 交渉担当者にインタビューを行い、その中から日米政府が FTA 交渉の目的をどこに求めてきたのか、その結果どのような交渉展開となったのかを探った。

その際、第一に、日米各政府が「法的競争」を目的として情報通信関係 FTA 規定拡大を進めてきたのではないかという見地からの検証では、日本と米国とが各々異なる相手国と FTA 交渉を行っている過程に着目して日米各々の FTA 交渉を検証分析する。具体的には、先ず、日本が、米国との FTA 締結実績の無い国と行った FTA 交渉(これは、2011 年までに既発効の全ての EPA に向けた交渉ということになる。)を検証・分析する。続いて、米国の FTA 交渉についても同様に、日本との FTA 締結実績の無い国と行った FTA 交渉(これは、対シンガポール交渉以外の全ての FTA 交渉ということになる。)について検証・分析を行う。(第 4 章)

第二に、競争的な個別的 FTA 拡大の広域的なルール共通化への影響の検証に関しては、日本が既に米国との FTA 締結実績のある国と行った交渉、具体的には、ペルー及び豪州との FTA 交渉について、そして、米国が既に日本との FTA 締結実績のある国と行った交渉、具体的には、シンガポールとの FTA 交渉について、検証分析を行う。これらの交渉が、第三国を介して日米が共通する内容の FTA ルールを事実上持つ機会になり得たからである。また、日本の最初の情報通信関係の広域通商協定となる見込みが高い TPP 協定の交渉を主導するのは米国であるから、日本の広域通商交渉の行方を考える上で、日本と米国との間の共通 FTA ルールの形成は重要なステップであり、ここに個別的 FTA がどのような影響を与えるかを見ることは、広域通商協定の形成を展望する上でも重要であろう。(第 5 章)

最後に上記のまとめを行い、その意味するところについて考察すると共に、今後の検証課題について言及する。(第 6 章)

## 4. 日米の「法的競争」及びルール多様化の検証

### 4. 1. 協定の項目の抽出

日米各々の全 FTA(GATS 以前に締結されたもの、アジア太平洋地域外の国と締結したもの(日スイス EPA)、未発効のもの(日蒙 EPA)を含む。)の情報通信規定(1.2.(2)(3)(4))の項目を一覧にすると、各々表 1、2 のようになる<sup>28</sup>。ここでは、比較のために、GATS の情報通信規定も掲げている。

日本は、最初の FTA である日星 EPA 以来現在までに 15 の FTA を締結してきた。このうちスイスとの EPA を除く 14 の FTA がアジア太平洋諸国との間で締結(既発効は、13。)したもので、そのうち情報通信関係規定を盛り込んだものは 11EPA であり(情報通信関係規定が盛り込まれていないのは、日墨、日チリ、日 ASEAN の 3EPA であり、日 ASEAN は、その EPA 第 50 条の規定により引き続きサービス分野について交渉することとされ、情報通信分野を含め、現在交渉中である。)、この内 10EPA が発効している。

<sup>28</sup> 実際の FTA で多く採られている条立てを基本に立項したが、特に規定内容の多い「相互接続」は、便宜小項目に分けてカウントした。

米国では、GATS 以前にも FTA として米イスラエル FTA(1985)や NAFTA (1994)の実績があるが、前者には情報通信関係規定はなく、後者も GATS に比べて情報通信関係規定の内容は遙かに簡単なものである。GATS 以降では 12 の FTA を締結し、その全てがアジア太平洋諸国との間で締結したもので、全協定に情報通信関係規定が盛り込まれている。

各 FTA では、当事国が同じコミットメントをするとは限らない。当事国各々に適用されるルールを、本則ではなく、各々の約束表の形で書き分ける<sup>29</sup>ことがある。表 1、2 では日本又は米国の約束表に記載された各項目を「約」と表記して掲載することとした(ただし、米国の FTA には実例はない)。日マレーシア EPA 等日本の 6EPA で多くの情報通信規定を約束表の形式で設定している。本論文で問題にしている「法的競争」の見地からすれば、国際標準ルールを目指す上では、本則で当事両国が同じルールにコミットするのが最善ではあるが、約束表の形式をとった場合にも、自国の約束表で国際標準たるべきレベルのルールに自らコミットすることを相手国に受け入れてもらうという意味で一定の成果にはなる。何故ならば、そうすることで FTA の改定のタイミング等に相手国にコミットメントの引き上げを求めやすくなる上に、他国との FTA 交渉でも先例としてのラインを示すことができるからだ。これを考慮して、表 1、2 では、本則であれ、約束表であれ、日本・米国が追求するレベルのルールと見て、その項目を表示した。

この中から本章では、日本、米国が各々で異なる第三国との間で進めてきた FTA 交渉について検証する。先ず、日本が対米 FTA 締結実績の無い国との間で行った FTA 交渉を取り上げ(4.2)、次に、米国が対日 FTA 締結実績の無い国との間で行った FTA 交渉について検証を行う(4.3)。

---

<sup>29</sup> 例えば、日マレーシア EPA 附属書 6。

表1 日本の締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	GATS	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
<b>電気通信規律</b>																		
<b>・公衆電気通信伝送網・サービスに係る規律</b>																		
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用		附5												附3	118	10.3	附3	
相互接続		附IV1			約		約	約	約			約		附4		10.10 I	附6I	
番号ポータビリティ												附8		附5	119	10.5		
再販売														附6	122		附5	
ダイヤリングパリティ																	10.6	
海底ケーブルシステムへのアクセス																	10.4	
<b>・主要なサービス提供者の規律</b>																		
不利でない待遇														附7	121	10.8		
競争条件セーフガード	約参1	附II			約		約	約	約			約	附2	約	附8	120	10.7	附4
再販売																	10.9	
ネットワーク要素のアンバンドル																	10.11	
相互接続	約参2	附IV 2、4-7 V			約		約	約	約			約	附3	約	附9	123	10.10 II	附6II
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続	約参2.2	附IV2			約		約	約	約			約	附3II	約	附9 I	123 I	10.10 II	附6II
◇差別的でない条件及び料金	約参2.2	附IV2			約		約	約	約			約	附3II	約	附9 I	123 I	10.10 II	附6II
◇自己の子会社等よりも不利でない品質	約参2.2	附IV2			約		約	約	約			約	附3II	約	附9 I	123 I	10.10 II	附6II
◇細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金	約参2.2	附IV2			約		約	約	約			約	附3II	約	附9 I、II、III	123 I	10.10 II	附6II
◇加入者回線の細分化		附IV2			約		約	約	約			約		約				
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続	約参2.2	附IV2			約		約	約	約			約	附3II	約	附9 I	123 I	10.10 II	附6II
◇接続約款による相互接続		附IV4			約		約	約	約			約		約	附9VI	123 II		
◇接続約款の認可制		附IV4			約		約	約	約			約		約	附9VI			
◇接続約款又は協定による相互接続													附3VI	約	附9VII	123 III	10.10 III	
◇交渉手続きの公の利用可能性	約参2.3	附IV6			約		約	約	約			約	附3IV	約	附9IX	123 IV	10.10 IV	附6II
◇相互接続に関する取り決めの透明性	約参2.4	附IV7			約		約	約	約			約	附3V	約	附9X	123 V	10.10 V	附6II
◇相互接続を通じ取得した秘密の保持																123 VI	10.10 VI	
◇相互接続の紛争解決	約参2.5	附V			約		約	約	約			約	附3VII	約	附9XI		10.10 III	
専用回線によるサービスの提供及び料金の															附10	124	10.12	
コロケーション等		附IV3			約		約	約	約			約	附3III	約	附9V		10.13	
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス																	10.14	
<b>・政府規制に関する規律</b>																		
独立の規制機関	約参	附VII			約		約	約	約			約	附6	約	附13	125	10.15	附7
ユニバーサル・サービス	約参	附VI			約		約	約	約			約	附4	約	附11	126	10.16	附8
免許基準の公の利用可能性	約参	附III			約		約	約	約			約	附5	約	附12	127	10.17	附9
希少な資源の分配及び利用	約参	附VIII			約		約	約	約			約	附7	約	附14	128	10.18	附10
紛争解決															附15	130	10.21	附12
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性															附16	129	10.19	附11
国際標準の促進																131	10.23	附13
<b>電子商取引規律</b>																		
電子的送信への関税不賦課													76				13.3	9.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇													73				13.4	9.4
サービスの無差別待遇													74					
市場アクセス													75、約					
オンライン消費者保護													80、附9				13.7	9.6
個人情報保護													附9				13.8	
国境を越えた情報の流通																		9.12V
コンピューティング施設の自国内設置義務の禁止																		9.10
要求されていない商業用															附17		10.20	9.7

電子メールの規制															
情報交換										附 10					
ソースコード開示義務の禁止															9.11
電子認証法制										78				13.6	9.5
貿易文書の電子化		40-44				57-61				57-59	79			13.9	9.8
大きな負担とならない国内規制											77			13.5	9.9
民間部門の参加											81				
協力											82			13.10	9.12
<b>ネット知的財産保護規律</b>															
サービスプロバイダの責任制限(概括的規定)											126			185	16.16

- ① 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(日星 EPA)(2002 年 11 月発効、2007 年 9 月改正議定書発効)
- ② 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(日墨 EPA)(2005 年 4 月発効、2007 年 4 月追加議定書発効、2012 年 4 月改正議定書発効)
- ③ 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(日マレーシア EPA)(2006 年 7 月発効)
- ④ 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(日チリ EPA)(2007 年 9 月発効)
- ⑤ 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(日タイ EPA)(2007 年 11 月発効)
- ⑥ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(日インドネシア EPA)(2008 年 7 月発効)
- ⑦ 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(日ブルネイ EPA)(2008 年 7 月発効)
- ⑧ 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定(日 ASEAN・EPA)(シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーとの間で 2008 年 12 月発効、ブルネイとの間で 2009 年 1 月発効、マレーシアとの間で同年 2 月発効、タイとの間で同年 6 月発効、カンボジアとの間で同年 12 月発効、フィリピンとの間で 2010 年 7 月発効)
- ⑨ 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(日フィリピン EPA)(2008 年 12 月発効)
- ⑩ 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(日スイス EPA)(2009 年 9 月発効)
- ⑪ 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定(日越 EPA)(2009 年 10 月発効)
- ⑫ 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定(日印 EPA)(2011 年 8 月発効)
- ⑬ 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定(日ペルーEPA)(2012 年 3 月発効)
- ⑭ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪 EPA)(2015 年 1 月発効)
- ⑮ 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定(日蒙 EPA)(2015 年 2 月調印、未発効。)

註：GATS の「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書、①の「約」は附属書IVC、「附」は附属書IVB、②の「約」は附属書 6、7、③の「約」は附属書 6、④の「約」は附属書 6、7、⑤の「約」は附属書 5、⑥の「約」は附属書 8、⑦の「約」は附属書 7、⑧の「約」は附属書 6、⑩の「約」は附属書 3、⑪の「約」は附属書 5、⑫の「附」は附属書 5、「約」は附属書 6、⑬の「約」は附属書 6、⑮の「附」は附属書 5。

(各協定から筆者作成。)

表2 米国の締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	B	GATS	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
<b>電気通信規律</b>																
<b>・公衆電気通信伝送網・サービスに係る規律</b>																
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			1302	附5		9.2	13.2	12.2	13.2	13.2	12.2	13.2	14.2	14.2	14.2	13.2
相互接続						9.3	13.3	12.3	13.3	13.3	12.3	13.3	14.3	14.3	14.3	13.3
番号ポータビリティ								12.4	13.3	13.3	12.3	13.3	14.3	14.3	14.3	13.3
再販売									13.3	13.3		13.3	14.3		14.3	13.3
ダイヤリング・パリティ								12.5	13.3	13.3	12.3	13.3	14.3	14.3	14.3	13.3
海底ケーブルシステムへのアクセス						13.5		12.6	13.5	13.5	12.5	13.5	14.5	14.12	14.5	13.5
<b>・主要なサービス提供者の規律</b>																
不利でない待遇						9.4	13.4	12.7	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.4	14.4	13.4
競争条件セーフガード			1305	約参	約参	9.4	13.4	12.8	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.5	14.4	13.4
再販売						9.4	13.4	12.9		13.4	12.4	13.4	14.4	14.6	14.4	13.4
ネットワーク要素のアンバンドル						9.4	13.4	12.10	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.7	14.4	13.4
相互接続				約参	約参	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4
◇ 技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続				約参 2.2	約参 2.2	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4
◇ 差別的でない条件及び料金				約参 2.2	約参 2.2	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4
◇ 自己の子会社等よりも不利でない品質				約参 2.2	約参 2.2	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4
◇ 細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金				約参 2.2	約参 2.2	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4
◇ 伝送網の終端点以外の接続点での相互接続				約参 2.2	約参 2.2	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4
◇ 接続約款又は協定による相互接続						9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4
◇ 交渉手続きの公の利用可能性				約参 2.3	約参 2.3	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4
◇ 接続協定のファイリング						9.4	13.4		13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4
◇ 相互接続に関する取り決めの透明性				約参 2.4	約参 2.4	9.4	13.4	12.11	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.8	14.4	13.4
◇ 相互接続の紛争解決				約参 2.5	約参 2.5	9.4	13.12	12.22	13.12	13.12	12.12	13.12	14.12	14.19	14.12	13.4
専用回線によるサービスの提供及び料金						9.4	13.4	12.12	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.9	14.4	13.4
コロケーション等						9.4	13.4	12.13	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.10	14.4	13.4
電柱、管路、線路敷設権へのアクセス						9.4		12.14	13.4	13.4	12.4	13.4	14.4	14.11	14.4	13.4
番号ポータビリティ						9.4	13.4									
ダイヤリングパリティ							13.4									
海底ケーブルシステムへのアクセス						9.5										
<b>・政府規制に関する規律</b>																
独立の規制機関				約参	約参	9.6	13.7	12.17	13.7	13.7	12.7	13.7	14.7	14.14	14.7	13.7
ユニバーサル・サービス				約参	約参	9.7	13.8	12.18	13.8	13.8	12.8	13.8	14.8	14.15	14.8	13.8
免許基準の公の利用可能性				約参	約参	9.8	13.9	12.19	13.9	13.9	12.9	13.9	14.9	14.16	14.9	13.9
希少な資源の分配及び利用				約参	約参	9.9	13.10	12.20	13.10	13.10	12.10	13.10	14.10	14.17	14.10	13.10
規制機関による執行						9.10	13.11	12.21	13.11	13.11	12.11	13.11	14.11	14.18	14.11	13.11
紛争解決						9.11	13.12	12.22	13.12	13.12	12.12	13.12	14.12	14.19	14.12	13.12
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性						9.12	13.13		13.13	13.13	12.13	13.13	14.13	14.20	14.13	13.13
技術中立性						9.13	13.14	12.15	13.14	13.14	12.14	13.14	14.14	14.21	14.14	13.14
国際標準の促進			1308													
付加価値再販事業者への非規制			1303				13.6	12.16	13.6	13.6	12.6	13.6	14.6	14.13	14.6	13.6
端末の技術基準			1304													
規制執行の差し控え						9.14	13.15	12.23	13.15	13.15	12.15	13.15	14.15	14.22	14.15	13.15
<b>電子商取引規律</b>																
電子的送信への関税不賦課				7		14.3	15.3	16.3	14.3	14.3	13.3	14.3	15.3	15.3	15.3	14.3
デジタル・プロダクトの無差別待遇						14.3	15.4	16.4	14.3	14.3	13.4	14.3	15.3	15.3	15.3	14.3
透明性				7						14.4			15.4		15.4	14.4
オンライン消費者保護								16.6			14.4		15.5	15.5	15.5	
電子認証法制								16.5					15.6	15.4	15.6	
貿易文書の電子化								16.7					15.7	15.6	15.7	
オープンインターネット														15.7		
国境を越えた情報の流通														15.8		14.5
情報交換・協力							15.5			14.5						14.5
<b>ネット知的財産保護規律</b>																
インターネットドメインネーム割当の適正手続き						16.3	17.3	17.3	15.4	15.4	14.3	15.3	16.4	18.3	16.4	15.4
サービスプロバイダの責任						16.9	17.11	17.11	15.11	15.11	14.10	15.10	16.11	18.10	16.11	15.11

制限(ノーティスアンドテイ クダウン)					xxii	xxiii	xxix	xxviii	xxvii	xxix	xxix	xxix	xxx	xxix	xxvii
------------------------	--	--	--	--	------	-------	------	--------	-------	------	------	------	-----	------	-------

- A) Agreement on the Establishment of a Free Trade Area between the Government of Israel and the Government of the United States of America (1985)
- B) North American Free Trade Agreement (NAFTA)(January 1, 1994)
- C) Agreement Between The United States Of America And The Hashemite Kingdom Of Jordan On The Establishment Of A Free Trade Area (December 17, 2001)
- D) United States-Singapore Free Trade Agreement (January 1, 2004)
- E) United States-Chile Free Trade Agreement (January 1, 2004)
- F) United States-Australia Free Trade Agreement (January 1, 2005)
- G) United States – Morocco Free Trade Agreement (January 1, 2006)
- H) Dominican Republic-Central America-United States Free Trade Agreement (CAFTA-DR) (March 1, 2006)
- I) United States-Bahrain Free Trade Agreement (August 1, 2006)
- J) Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Sultanate of Oman on the Establishment of a Free Trade Area (January 1, 2009)
- K) United States-Peru Trade Promotion Agreement (PTPA) (February 1, 2009)
- L) Free Trade Agreement Between The United States Of America And The Republic Of Korea (KORUS FTA) (March 15, 2012)
- M) U.S.-Colombia Trade Promotion Agreement (TPA) (May 15, 2012)
- N) Panama-United States Trade Promotion Agreement (October 31, 2012)

註：GATS の「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書、C の「約」は、Annex 3.1、D の「約」は Annex I.

(各協定から筆者作成。)

#### 4. 2. 日本と対米 FTA 締結実績のない国との交渉

##### 4. 2. 1. 日星交渉

日本が 2011 年までに発効させた EPA に向けた交渉は、全て対米 FTA 締結実績のない国との交渉であった。

日本が情報通信関係 WTO プラスを初めて通商協定に盛り込むこととなった交渉である日星交渉は、次のような経過を経た。

1999 年 12 月 8 日の日星首脳会談で両国は FTA の検討開始で一致、これを受けて産学官からなる共同検討会合が組織され、同会合では、2000 年 3 月から会議を開催<sup>30</sup>、同年 9 月に報告書を取りまとめた<sup>31</sup>。この報告書で、情報通信については、「アジア太平洋諸国は、近いうちに、デジタル経済で成功を収めるために必要な規則や政策の枠組みを確立する必要に迫られることになるだろう」とし、「アジアの中では比較的先進国である日本とシンガポールが、日本・シンガポール新時代経済連携協定の下に共同の枠組みを作り上げることができれば、他のアジア諸国が域内の電子商取引の成長を促すための戦略を進める際の役に立つであろう」と述べた。

中でも、「協力の焦点になり得ることが留意された」分野として、「統合が進み、ダイナミックな動きのある情報通信分野における競争の効率的および効果的管理を確保すること」を挙げ、次の「可能性について合意した」とされた。

「a. 日本とシンガポールは、情報通信分野における競争管理のための双方の規制の枠組みについて情報を交換すること。

b. 両国は、共同で規制の枠組みに関する「ベスト・アプローチ」を策定し、その利用を検討すること。」<sup>32</sup>

つまり、アジア諸国全体を視野に入れた両国共同の「電気通信規律」等の策定への意欲が示されたのである。

公式の締結交渉は 2001 年 1 月に開始され、同年 10 月 23 日には両国で大筋合意、2002 年 1 月 13 日に両国首脳が日星 EPA に署名、同年 11 月 30 日にこれが発効した<sup>33</sup>。

<sup>30</sup> 外務省[15]

<sup>31</sup> 日本・シンガポール共同検討会[16]

<sup>32</sup> 同上, 33-38

表 1 に見られるように、ここで盛り込まれた情報通信規定は 20 項目。両国共通のルールとして、主として、本則と一体的に編成された電気通信サービス附属書の中で規定された。このうち WTO プラスは、①公衆電気通信事業者（設備ベースの事業者）の相互接続義務；主要なサービス提供者の②加入者回線の細分化（アンバンドル）、③接続約款による相互接続、④接続約款の認可制、⑤コロケーション（接続に必要な設備の設置）の確保；⑥貿易文書の電子化の 6 項目となった。この内⑥は、両国間の協力を唱うもので、規律性は薄いですが、これを除く 5 項目(表 1 で項目名に網かけを施した。)は、何れも締約国の具体的な義務を明示した電気通信規律である。

これら規律的 WTO プラス 5 項目に相当する国内ルールは、日星各々で協定交渉以前に整備されていた。

日本では、①③④に相当する国内ルールが 1997 年の電気通信事業法改正<sup>34</sup>で実現しており、②⑤については、改正後の同法の規定を受けた 2000 年 9 月 12 日の郵政省令改正で法制化された<sup>35</sup>。

他方のシンガポールでも、①から⑤について、2000 年 9 月 15 日に情報通信開発庁(IDA)が電気通信サービス提供における競争のための行為規程<sup>36</sup>を制定し法制化している<sup>37</sup>。②③を実際に運用するための主要サービス提供者シンガポールテレコム接続約款<sup>38</sup>は、2001 年 1 月に IDA によって認可された<sup>39</sup>。

このように日星 EPA の WTO プラス 5 項目は、公式協議が開始される直前までに両国各々で整備された国内ルールを投影した内容になっている。これについて、日本政府関係者では、「電気通信サービス附属書では、競争条件や相互接続について WTO プラスの内容がかなり盛り込まれた」<sup>40</sup>、あるいは、「シンガポールが GATS において参照文書上で約束している以上の電気通信分野に関する規律（コロケーション、認可された相互接続約款による相互接続等）につき附属書を作成」<sup>41</sup>したことを成果として評価している。つまり、日本では、その国内ルールを投影させた WTO プラス規定を EPA に盛り込んだこと、これに相手国がロックインされることに意義を見いだしており、それを交渉の成果と見ていたのである。

ここで得られた 5 項目は、まさに、両国の共同検討報告書で唱った「日本とシンガポール…共同の枠組み」の一環となるので、これは、同じ共同検討報告書で言うところの「アジア太平洋諸国…に必要な規則や政策の枠組み」に向けたものとして期待された。

#### 4. 2. 2. 後続 7EPA における WTO プラスの踏襲

日本では、この日星 EPA の後に締結し、2011 年までに発効させたアジア太平洋地域の 7EPA において、日星 EPA で得られた情報通信関係 WTO プラス 5 項目を概ね定型的に踏襲し続けた。(表 3) (なお、日星 EPA に盛り込まれた規律性の薄い貿易実務文書の電子化の規定(4.2.1.の⑥)は、タイやフィリピンとの EPA では盛り込まれたが、他の EPA では規定されていない。)

<sup>33</sup> 芦原[17], 55-64

<sup>34</sup> 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 9 年法律 6 月 20 日第 97 号)

<sup>35</sup> 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成 12 年 9 月 12 日郵政省令第 53 号)、指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部を改正する省令(平成 12 年 9 月 12 日郵政省令第 54 号)

<sup>36</sup> Code of Practice for Competition in the Provision of Telecommunication Services

<sup>37</sup> International Telecommunication Union[18], 24-34

<sup>38</sup> Reference Interconnection Offer (RIO)

<sup>39</sup> iDA[19]

<sup>40</sup> 芦原[17], 58

<sup>41</sup> 経済産業省通商政策局国際経済紛争対策室・国際法務室[20], 619

表3 日星 EPA における情報通信関係 WTO プラスの他 EPA における規定状況

WTOプラス \ 日本のEPA	日星	日マ レーシ ア	日タイ	日イン ドネシ ア	日ブル ネイ	日比	日越	日印	日ペ ルー	日豪
① 公衆電気通信網における相互接続	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
② 主要なサービス提供者の加入者回線の細分化	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
③ 主要なサービス提供者の接続約款による相互接続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
④ 主要なサービス提供者の接続約款の認可制	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
⑤ 主要なサービス提供者のコロケーション等の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

(各協定から筆者作成。)

日本では、同様の項目を相手国がどこであれ EPA に踏襲し続けたのであるから、日星の共同検討報告書に唱われたように、日本政府は、これら 5 項目をアジア太平洋地域の各 FTA におけるルールとしていくことを方針として、実際の交渉の場でそれを実践してきたことが分かる。

#### 4. 2. 3. 日本が目指すルール

これら 5 項目の WTO プラスの内容には顕著な傾向がある。

全て、政府の介入を求める電気通信規律であり、大きく 2 グループに分けられる。その一つは、公衆電気通信事業者(設備ベースの事業者)全般について相互接続の確保を求めるルール、そして、第二は、主要なサービス提供者のネットワークへの他事業者によるアクセスの条件について、約款制・認可制・コロケーション確保を通じて、加入者回線を含む主要なサービス提供者の細分化(アンバンドル)された設備との適正な条件による接続の確保を図るものである。接続約款規制は、主要なサービス提供者が示すべき接続料のメニューを規制庁が指示し、その金額の適正性の確保が図られる規制で、日本では、加入者回線のアンバンドル料金を設定すべきことも同規制の一環で定められている。

この加入者回線のアンバンドルは、主要なサービス提供者の加入者回線をインターネットサービスプロバイダ等に開放するルールで、米国では一時導入されたもののその後ほぼ廃止されたものだ。米国では、加入者回線のアンバンドルは、クリントン政権時代、連邦通信委員会(FCC)が「地域競争命令」(1996年8月1日)<sup>42</sup>、「UNE 差戻し命令」(1999年9月15日)<sup>43</sup>、「ラインシェアリング命令」(同年11月18日)<sup>44</sup>で導入したものだったが、G.W.ブッシュ政権時代になり、この規制は既存地域電話事業者の投資インセンティブを損ねる虞があるという議論がなされ、FCC の「三年ごと見直し命令」(2003年2月20日)<sup>45</sup>、「第 271 条ブロードバンド差控え命令」(2004年10月22日)<sup>46</sup>、「三年ごと見直し差戻し

<sup>42</sup> FCC, First Report and Order (FCC 96-325) (Local Competition Order)

<sup>43</sup> FCC, Third Report and Order and Fourth Further Notice of Proposed Rulemaking (FCC 99-238) (UNE Remand Order)

<sup>44</sup> FCC, Third Report and Order in CC Docket No. 98-147, Fourth Report and Order in CC Docket No. 96-98 (FCC 99-355) (Line Sharing Order)

<sup>45</sup> FCC, Report and Order and Order on Remand and Further Notice of Proposed Rulemaking (FCC 03-36) (Triennial Review Order)

<sup>46</sup> FCC, Memorandum Opinion and Order (FCC 04-254) (Section 271 Broadband Forbearance Order)

命令」(同年 12 月 15 日)<sup>47</sup>、「有線ブロードバンド命令」(2005 年 8 月 5 日)<sup>48</sup>を経てほぼ廃止された。

こういった国内状況を受けて、米国の FTA では、アンバンドル規制については、規制機関において権限を持つことを求めるが、規制の実施自体は問わない規定にしている。

日本では、FTA 交渉の外の枠組みでも米国にこれらルールの再導入を働きかけてきている。日本政府は、米国との間で 2001 年から 2009 年まで 8 クール続いた日米対話である「規制改革及び競争政策イニシアティブ」において、米国の制度廃止につながった見直しの始まった頃からこれに関する要望を米国政府に対して出すようになる<sup>49</sup>。2004 年 10 月 14 日には、本規制の「見直しに当たっては、秩序と予見可能性を最大限確保しつつ、各業界からの意見招請を踏まえ、新規参入事業者及び最終消費者(ユーザー)への負担を十分に配慮」すべきこと<sup>50</sup>を求め、制度見直しを牽制し、制度見直しが確定した後は、2005 年 12 月、「投資インセンティブの確保を重視するあまり、中小の通信事業者の市場参入を妨げるなど競争阻害的な市場環境が生み出されていないか、について、・・・政策評価を・・・行い、その結果を公表すること」<sup>51</sup>を求め、2008 年には、通信事業者の予見可能性が確保されず、「ボトルネック性や市場支配力の有無などに即した適切かつ合理的な規制の実施が損なわれる」のであれば制度の再見直しを行うよう要望している<sup>52</sup>。オバマ政権発足後は、国家ブロードバンド計画の策定の作業に入った FCC に対し、日本政府は、2009 年 6 月 5 日、意見を提出<sup>53</sup>、日本が 1999 年から行ってきた加入者回線等のアンバンドル政策を説明し、これが米国の上記計画の策定に有用であろうと指摘、「米国政府がその国家戦略において明確に事業者がオープンなネットワークを導入することができるように競争政策を強化することを勧める」と述べた。米国では、しかし、本規制の再見直しは行われていない。

上記の対米要望は、日本政府が当時の EPA 交渉で EPA に盛り込んできた WTO プラスと趣旨が一貫しており、加入者回線の開放による内外のブロードバンドインターネットサービスプロバイダへの市場開放を当時日本政府が各国に一貫して働きかけていたことが分かる。

#### 4. 2. 4. 交渉担当者の交渉姿勢

実際の交渉の担当者は、これらの交渉をどのような目的意識で進めるものとして見ていたのだろうか。

歴代の日本の EPA の交渉担当者 4 名から口頭・書面で聞き取りを行った結果を表 4 に整理した<sup>54</sup>。

ここでは、自国からの提案の検討には、自国のルールとの一貫性を前提としたという回答が共通して述べられた。つまり、自国の国内ルールを協定内容に投影させる提案を行ってきたということである。

<sup>47</sup> FCC, Order on Remand (FCC 04-290) (Triennial Review Remand Order)

<sup>48</sup> FCC, Report and Order and Notice of Proposed Rulemaking (FCC 05-150) (Wireline Broadband Order)

<sup>49</sup> 「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」として、平成 13 年 10 月 14 日、14 年 10 月 23 日、15 年 10 月 24 日、16 年 10 月 14 日、17 年 12 月 7 日、18 年 12 月 5 日、19 年 10 月 18 日、20 年 10 月 15 日の 8 次に渡って米国政府に要望を行った中で触れられている。

<sup>50</sup> 日本国政府[21],32

<sup>51</sup> 日本国政府[22],38

<sup>52</sup> 日本国政府[23],38

<sup>53</sup> Government of Japan[24]

<sup>54</sup> 総務省多国間経済室の歴代の担当者である三原祥二前室長、菱田光洋現室長、山田隆裕氏、嶋田信哉氏へのインタビュー(平成 26 年 12 月 15 日から 20 日に実施。)結果。

他方で、他国からの提案の受入れの検討については、やはり同じこの交渉担当者 4 名で一致して述べられたのは、自国のルール、政策との一貫性、国内法令での担保が最大の関心事とされたということであった。実際、結果としても、本稿で扱う EPA 条項を理由として行われた国内の情報通信関係の法令改正はないため、現行国内法で担保可能なルールのみが EPA に盛り込まれたことが分かる<sup>55</sup>。

表 4 日本の FTA 交渉担当者へのインタビュー結果

日本:総務省多国間経済室歴代担当者4名(2014年12月)

質問)

**日本からの提案を検討する際考慮するファクター如何。**

- 自国のルール、政策との一貫性を前提とし、公正に競争できる環境作りに資する内容を検討。
- それまでのEPAで日本が約束したWTOプラスを提案。自国にルールがあり、かつ、相手国による受入れ可能性が高いものについても検討。
- 自国でルール化されていることは大前提。国内で効果が実証され、他国とのEPAで導入していることを考慮。日本企業からの要望も含めた。相手国による受入れ可能性は相手国にとっての死活的問題でない限り考慮しない。
- 一番気にするのは、国内法で担保できるか。その範囲内で、日本事業者の海外展開に障害となるような制度をいかに改めることができるか。

質問)

**他国からの提案の検討において考慮するファクター如何。**

- 自国のルール、政策との一貫性と、国内産業界に与える影響の二点が最優先。
- 自国のルールや政策との一貫性を考慮。自国ルールの変更を想定していない。
- 自国のルール改正が要る、日本の国情に合わないルールを導入しようとしている等がマイナス要因。
- 一番気にするのは、国内法で担保できるか。その範囲内で、日本事業者の海外展開に障害となるような制度をいかに改めることができるか。

#### 4. 2. 5.日本の「法的競争」

このように、日星 EPA における情報通信関係 WTO プラスが日本の国内ルールを投影したもので、「アジア太平洋諸国の枠組み」と意識されたこと(4.2.1.)、実際に後続 7EPA でこれを日本政府が踏襲し、FTA 交渉外でも米国に導入を要望してきたこと(4.2.3.)、日本の交渉担当者も自国ルールを EPA に投影させることを意識してきたこと(4.2.4.)から、日本政府では、日星 EPA の情報通信関係 WTO プラス 5 項目のルールにつき、EPA 交渉相手国のロックインを目指して多国間のルールにおけるスタンダードセッティングに貢献しようとしてきたということが分かる。このことから、Solis et al.[8]が述べている「法的競争」の目的に即した行動を日本政府ではとってきたと見ていいだろう。

#### 4. 3. 米国と対日 FTA 締結の実績のない国との交渉

##### 4. 3. 1. 11FTA における定型的な WTO プラスの踏襲

次に米国の GATS 後の FTA 交渉について検討する。

米国が初めて情報通信規定を FTA に導入したのは、既述のとおり、NAFTA(1994 年 1 月 1 日発効)においてであった。ここでは電気通信規律が新設され(電子商取引規律、ネット知的財産保護規律は設けられていない。)その内、「公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用」及び、「独占」(競争条件セーフガード)の 2 規定は、GATS に踏襲された。この他、GATS 後の米国の FTA に WTO プラスとして踏襲された規定が 1 項目(「付加価値再販事業者への非規制」)ある。

<sup>55</sup> FTA 規定の担保のための法改正として、日星 EPA 第 45 条から 57 条の規定を受けた特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律(平成 14 年 4 月 26 日法律第 31 号)があるが、機器に係る適合性評価結果の相互承認(MRA)規定については、既述のとおり、本稿では検討対象に含めていない。

米国が GATS 締結後最初に締結した FTA はヨルダン王国とのものであった。2001 年 12 月に発効したこの FTA では、情報通信規定は設けられ、その殆どは GATS の規定をそのまま踏襲するものであったが、WTO プラスの規定として、「電子的送信への関税不賦課」と「電子商取引に係る法令等に関する透明性の確保」の 2 項目が新設された。

米国の WTO プラスへの取組みが本格的に始まるのは、その次に締結された米星、米チリ両 FTA 協定(2004 年 1 月発効)に向けた交渉においてであった。ここで、情報通信関係 WTO プラスが各々 20 項目、22 項目設定される等、本格的な情報通信関係 WTO プラスの FTA への盛り込みが行われ、これ以後、米国の全ての FTA において多くの情報通信関係 WTO プラスが盛り込まれるようになった。

米星・米チリ以後の 11FTA の規定を見てすぐに分かるのは、その定型化ぶりが非常に顕著であることである。米星、米チリ及びその次の米豪の 3FTA で見ると、情報通信関係 WTO プラスは各々 20、22、23 項目あり、米星 FTA で若干項目数が少ない(後述。)ものの、内容的にもその類似性が顕著であった。そこにあった若干の相違も更に次の米モロッコ FTA から一段と少なくなる。米モロッコ FTA に盛り込まれた WTO プラス 22 項目は、その後の米国の 7FTA の全てで整然と踏襲された。(ただし、1 項目のみは、適用対象が縮減された形で踏襲された。具体的には、再販売の規定は、米モロッコ FTA では全ての公衆電気通信事業者が義務付けの対象となっていたが、その後の FTA では、義務対象者が狭くなり、主要なサービス提供者となっている。表 2 では、踏襲された形での項目名に網かけを施した。(再販売規定への網かけは、主要なサービス提供者の再販売の規定について施した。)) (表 5)つまり、米モロッコ FTA 以後の 8FTA では、協定の相手国がどこであれ、同じ 22 項目が整然と全て、しかも本則で、規定されているのである。また、米国の FTA 交渉の担当者は、筆者のインタビューに答え<sup>56</sup>、「米国は既存の(国内)ルールを電気通信章又は電子商取引章でのコミットメントにより変更していない」と述べており、これら 22 項目が米国国内法制と一貫性を持つものであったことが分かる。これらから、これら 22 事項の FTA への盛り込みには米国の一貫した強い意向があったためと見られる。

---

<sup>56</sup> ジョナサン・マクヘイル現通商代表補代理(電気通信、電子商取引分野の担当)の 2015 年 3 月 5 日の回答。

表 5 米モロッコ FTA における情報通信関係 WTO プラスの他 FTA における規定状況

WTO プラス	米国の FTA	米イ スラ エル	NA FTA	米ヨ ルダ ン	米星	米チ リ	米豪	米モ ロッ コ	米中 米	米パ ー レン	米オ マ ン	米ペ ルー	米韓	米コ ロン ビア	米パ ナ マ
(a) 公衆電気通信網における相互接続		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(b) 公衆電気通信網における番号ポータビリティ		×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(c) 公衆電気通信網におけるダイヤリングパリティ		×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(d) 公衆電気通信網における海底ケーブルシステムへのアクセス		×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(e) 主要なサービス提供者における不利でない待遇		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(f) 主要なサービス提供者における再販売		×	×	×	○	○	○	○*	○	○	○	○	○	○	○
(g) 主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドル		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(h) 主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(i) 主要なサービス提供者における接続協定のファイリング		×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
(j) 主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(k) 主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(l) 主要なサービス提供者における電圧、管路、線路敷設権へのアクセス		×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(m) 規制機関による執行		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(n) 紛争解決		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(o) 公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性		×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
(p) 技術中立性		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(q) 付加価値再販事業者への非規制		×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(r) 規制執行の差し控え		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(s) 電子的送信への関税不賦課		×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(t) デジタル・プロダクトの無差別待遇		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(u) インターネットドメインネーム割当の適正手続き		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(v) サービスプロバイダの責任制限(ノータリスアンドティクダウン)		×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(各協定から筆者作成。)

なお、これら 22 項目に加え、米国の FTA では、米モロッコ FTA の次の中米諸国との FTA 以後、電子商取引規律でいくつかの項目が追加されるようになっている。これら追加規定の有無は FTA によってまちまちであり、統一感が希薄であるが、その規定内容を見ると、当事国間の協力や努力を定めた規律性の薄い規定が殆どである。一定の規律性が認められるものとして 2012 年に発効した米韓 FTA のオープンインターネット(ネットワーク中立性)規定があるが、これも協定当事国の国内法の規定を優先させる規定となっており、規律性が強いとは言い難い。米国が全 FTA で一貫して盛り込みにこだわったのは規律性の強い規定であったことが分かる。

#### 4. 3. 2. 米国が目指すルール

このように米国が追求し 11FTA で盛り込みに成功してきた 22 項目の内容は、多岐に亘る。これを大雑把に分類してみると、概ね次のように類型化できるだろう。

- A) 公衆電気通信事業者のネットワーク間のアクセスを円滑にするための政府介入を求める規律(表 5 の(a)から(d))
- B) 主要なサービス提供者のネットワークへの適正なアクセス条件を確保するための政府介入を求める規律(表 5 の(e)から(l))
- C) 政府の中立的で過剰にならない介入を求める規律(表 5 の(m)から(u))
- D) ネット上の知的財産権侵害に係るプロバイダの非裁量的な関与を促す規律(表 5 の(v))

先に見た日本の EPA における WTO プラスは、このうち A、B に相当するもののみであり、米国が追求してきたルールの内容が日本よりも遥かに広範なものであることが分かる。

#### 4. 3. 3. 交渉担当者の交渉姿勢

米国政府の通商交渉については、2003 年から 07 年まで効力を有した 2002 年通商法において、通商交渉の目的として、対外投資について、「デュープロセスの原則を含めた米国の法的原則・運用と一貫性のある公正で同等の取扱いのための標準を確立することを求めること」等が、また、知的財産権について、「米国が締結する知的財産権についてのいかなる多国間・二国間の通商合意の規定にも米国の法律に見られるものと同様の保護の標準が反映されること」が明示されており、対外投資や知的財産権保護については、米国国内法との一貫性の追求が求められている<sup>57</sup>ので、米国国内法と同様のルールによる国際標準の追求はこれらの分野で米国政府のミッションとなっていたのは間違いない。

電気通信規律及び電子商取引規律については、米国において通商交渉を所掌している米国通商代表部(Office of USTR)の FTA・TPP 協定の交渉担当者<sup>58</sup>に書面でインタビューを行い、当方から、米国は FTA 交渉を通じて自国の国内法の国際標準化を目指しているのかを質問した。彼は、これに回答を寄せて<sup>59</sup>、米国の交渉は、FTA、TPP で他国に対して必ずしも制度改革を求めることになるとは限らないと強調しつつ(ただ、交渉結果の受入れのために法改正を要した交渉相手国があったことは認めている)、米国の国内法と同様のルールを他国に求めるものであることを認めている。

#### 4. 3. 4. 米国の「法的競争」

米国の各 FTA で一貫して規定の盛り込みがなされた 20 項目を超える情報通信関係 WTO プラスが存在し、これらは全て米国国内法制と一貫性を持つものだったこと(4.3.1.)、通商法の規定や米国政府の交渉担当者における米国国内法と同様のルールを FTA、TPP で他国に求めるとするその交渉姿勢(4.3.2.)に鑑みて、4.3.2. でみた A から D のルールについて、交渉相手国をロックインして(二国間及び)多国間のルールにおけるスタンダードセッティングに反映させていこうという姿勢を米国政府が情報通信関係 WTO プラスに向けた交渉において持ってきたことが分かる。そして、これは、米国政府が情報通信関係の通商交渉において、Solis et al. [8]が述べている「法的競争」の目的を持っているということに他ならない。

#### 4. 4. 日米間のルールの多様化

こういった日米各々が進める FTA 締結交渉によって、両国の FTA の間で情報通信関係 WTO プラスの規定に相違が生じている。先に挙げた WTO プラス、表 3 の日星 EPA の 5 項目と表 5 の米モロッコ FTA から踏襲された 22 項目との間では、共通する項目も 2 項目(公衆電気通信伝送網提供者一般への相互接続義務及び主要なサービス提供者へのコロケーション等義務)あるが、これ以外の項目(日本側 3 項目、米側 20 項目)は日米が互いに異なる国との間で締結した FTA の間で共通化されていない。

日本の EPA にあり米国で共通化されていないものについては、日米の各々において、別の内容が FTA に規定されている。日本の EPA では、政府は主要なサービス提供者に加入者回線のアンバンドルを求めるべきであることを規定(表 3 の②)するが、米国の FTA ではアンバンドル一般を求める権限を規制機関に与えるべきとするものの、実際にアンバン

<sup>57</sup> 2102(b)(3)(4), Trade Act of 2002 (Pub.L. 107-210)

<sup>58</sup> ジョナサン・マクヘイル通商代表補代理。電気通信、電子商取引分野の担当。ヨルダン、シンガポール、豪州、モロッコ、バーレーン、オマーン、韓国との FTA 交渉に従事。TPP 交渉では電気通信章及び電子商取引章の交渉で米国の交渉官を担当している。

<sup>59</sup> 2015 年 3 月 5 日回答。

ドルを求めるかどうかは問わない規定としている(表 5 の(g))。また、日本では接続約款の策定の義務付けを行う必要があるとし(表 3 の③)、これを認可制にかけている(同④)が、米国の FTA では、主要なサービス提供者への接続約款の策定の義務付けは政府の取り得る一オプションとはしつつも、逆に、相対契約のみであることも容認されることが明示されている(表 5 の(h))。

このように、日米の FTA では互いに異なるルールが規定され、ルールの多様化が生じているのであるから、Stallings et al.[14]が「法的競争」の中で個別的 FTA が拡大するとルールの多様化が生じると論じたとおりの現象が、FTA への情報通信関係 WTO プラス盛り込みにおける日米間の「法的競争」について、確かに生じていることが分かる。

## 5. 日米の共通の国との交渉

次に、日米各々が共通の国と FTA を締結した交渉について検証する。日米を含めた三国間のルールの(間接的な)共通化の機会が持たれることとなるこれら交渉に、先行する二国間 FTA (これは、前章の検討により、「法的競争」の目的で締結され、ルール多様化を生じさせていることが明らかになっている。)の存在がいかに影響を与えているかがここでの焦点である。

### 5. 1. 米国と対日 FTA 締結実績のある国との交渉

米国が対日 FTA 締結実績のある国と行った FTA 交渉は、米国が本格的に WTO プラスの導入を行った初めての FTA となった米星 FTA に向けた交渉であった。

ここで設定された情報通信関係 WTO プラスは 20 項目。

先行した日星 EPA で設定された WTO プラス 5 項目と比較すると、共通する WTO プラスは 2 項目(公衆電気通信事業者(日星 EPA では、「設備ベースの事業者」)による相互接続の確保と主要なサービス提供者によるコロケーション(日星 EPA では、「接続に必要な機器の設置」)の確保)である。残る 3 項目、主要なサービス提供者の加入者回線分離、接続約款による相互接続の確保と接続約款の認可制については、加入者回線の分離は除かれ、接続約款又は協定による相互接続、接続協定のファイリングという緩やかな形になって継受されている。先にも触れたが、米星 FTA 交渉の米国政府担当者は、インタビューに答え<sup>60</sup>、「米国は既存の(国内)ルールを電気通信章又は電子商取引章でのコミットメントにより変更していない」と述べており、米星 FTA でも米国国内ルールの範囲内となるように交渉が行われたことになる。

米国自身の他の FTA との比較では、米国はこれ以前に WTO プラスを本格的に導入した FTA がなく、先行 FTA との比較はできないので、同時並行的に交渉が行われたチリとの FTA や後続の FTA と比較してみた。すると、米星 FTA では他の米国の FTA よりも情報通信関係 WTO プラスが数項目少ない。ダイヤリングパリティの確保を求める規定及び付加価値再販事業者への非規制についての規定は、米星 FTA にのみ存在していないし、海底ケーブルへのアクセスの確保を求める規定は、米星 FTA についてのみ、義務付けの対象を公衆電気通信事業者一般ではなく、主要なサービス提供者に限定している。

米国は、シンガポールとの交渉においてのみ提案ルールの一部への固執を行わないこととしていた。これは、日星 EPA 規定ルールの一部不採用の同意をシンガポールからとりつけることと共に行われていたのであった。つまり、米国とシンガポールとは、互いに提案できるルールの一部を差し控えていたものであった。

### 5. 2. 日本と対米 FTA 締結実績のある国との交渉

日本が対米 FTA 締結実績のある国と個別的 FTA 交渉を行った事例は、近年の 2 件しか

<sup>60</sup> ジョナサン・マクヘイル現通商代表補代理。電気通信、電子商取引分野の担当。2015 年 3 月 5 日回答。

ない。2012年に発効したペルーとの EPA に向けた交渉と 2015年に発効した豪州との EPA に向けた交渉とである。

4.4.で見たように、日米間では既に FTA におけるルールの多様化が生じていたから、日本とペルー・豪州との間でも互いに異なるルールが各々の FTA で設定されていた。

日豪 EPA の日本側交渉担当者にインタビューした結果によれば、実際の交渉の場では、豪州からは「競争ルールに関する提案が多かった」という。「豪州は、すでに米国と FTA を締結していた国であり、豪州からの提案は米豪 FTA に基づいたものばかりであった」ということであるから、豪州の交渉態度は、米国の他国との交渉における交渉態度に近いものになっていたことが分かる。日本側の交渉担当者としては、「今後の日米 EPA を見据えた法的競争を強く意識していた」という<sup>61</sup>。

ペルーも、米国の求める内容に即した情報通信関係 WTO プラスを盛り込んだ FTA を既に米国との間で締結していたという点では、4.3.1.で見たように、豪州と同様である。2008年6月10日に公布されたペルーの政令 1019 号<sup>62</sup>は、相互接続についてのルールを規定するもので、後述する接続約款の策定を求めるルールのように米ペルー FTA にはない規定もあるが、この政令自体は、全体として、米ペルー FTA の施行のための法整備を行ったものと見られている<sup>63</sup>。

それでは、日本がペルー、豪州と締結した EPA の WTO プラス項目を、日本の既存 EPA やペルー、豪州が米国と締結した FTA のそれと比較してみよう。(表 6)

日本が日星 EPA 以来 2011 年まで一貫して追求してきた WTO プラス 5 項目の内、日ペルーで盛り込まれたのは、表 1 から分かるように、1 項目にとどまった。この 1 項目は、主要なサービス提供者の接続約款による相互接続であった。ペルーでは、政令 1019 号の第 12 条の規定で主要なサービス提供者による提供条件を特定した基本的オファーの提供を義務付けているので、ペルーでは自国の既存国内法の内容について盛り込みに合意したということになる。

日豪 EPA では、日本が追求してきた WTO プラス 5 項目から採用されたのは 2 項目にとどまった。その 2 項目(公衆電気通信伝送網提供者一般への相互接続義務及び主要なサービス提供者へのコロケーション等義務)は、米豪 FTA 12.3、12.13 条で既に盛り込まれ、豪州としてはコミットメント済みの条項だった。

ペルー、豪州の各々が既に米国との間で締結していた FTA からは、日本との EPA にどのようにルールが投影されているだろうか。

ペルーについて見ると、米ペルー FTA の WTO プラス 27 項目では、日ペルー EPA に 9 項目が踏襲され(このうち 1 項目は日本の既存 EPA にもある。)、内容を大幅に柔軟化して盛り込まれたものが 1 項目、盛り込まれなかったものが 17 項目あった。

豪州は、上記のように、米豪 FTA と同じルールばかりを提案してきたということであったが、米豪 FTA の WTO プラス 23 項目から日豪 EPA へは、17 項目(このうち 3 項目は日本の既存 EPA にもある。)が踏襲され、内容を大幅に柔軟化して継受されたものが 1 項目、全く盛り込まれなかったものが 5 項目ある。

日本では、この 2 つの EPA の締結で国内情報通信関係法制の変更を要していない。日本として日ペルー・日豪より前の EPA で採用していなかった日ペルーの 8 項目、日豪の 14 項目は、日本の既存国内ルールでカバーされていると理解されたものだったことが分かる。

日ペルー、日豪で米国との FTA の内容から大幅に柔軟化されたルール 1 項目は、どちらもネット上の著作権侵害への対応に関するプロバイダの責任を制限する規定であった。

<sup>61</sup> 総務省多国間経済室に所属した山田隆裕課長補佐へのインタビュー(平成 26 年 12 月 19 日に実施。)結果。

<sup>62</sup> Decreto Legislativo N° 1019

<sup>63</sup> Staples[25], 66

これは、米国のデジタルミレニアム著作権法<sup>64</sup>に規定されるものと同様の「ノーティスアンドテイクダウン」と呼ばれる手続きで、これによれば、インターネットプロバイダは、著作権の侵害を受けたと主張する者の通知を受領したときは、当該侵害に係る情報へのアクセスを除いたり不能にすれば責任を問われないとされ、プロバイダでは著作権の侵害の有無について判断をしないで手続きを遂行することになる。これに対して、日本の国内ルールのプロバイダ責任制限法<sup>65</sup>第 3 条の規定では、プロバイダは、著作権侵害を信じるに足りる相当の理由があったとき、又は、情報発信者に削除の申し出があったことを連絡し 7 日以内に反論がないときにサーバ等から情報を削除すれば責任を問われないとされるから、この手続きでは、プロバイダの著作権侵害についての実体的判断も想定される。日ペルー、日豪 EPA の規定では、米ペルー・米豪両 FTA に盛り込まれた「ノーティスアンドテイクダウン」手続きを落とした柔軟な概括的な規定としてプロバイダ責任制限条項を盛り込んでおり、日本の国内ルールとの不整合が生じないようにされたものであることが分かる。

つまり、日本とペルーの交渉においても、日本と豪州の交渉においても、交渉当事国では、日本・米国が各々 FTA への盛り込みを追求してきた WTO プラスのうち、自国の制度改革に到らない範囲でのみ EPA への盛り込みを行い、それ以外の事項については盛り込みの要求を最後まで固執することなく、最終的には互いに控え合う行動が採られたことになる。

これは、換言すると、日本とペルー・豪州との間で行われたのは、相互に FTA で共通化すべきルールと相互に違っていていいルールとの峻別作業であったということである。例えば、公衆電気通信網における相互接続の確保は共通化すべきルールだとされたことになる。また、日豪間では、主要なサービス提供者のネットワークへのアクセス条件は約款又は協定で決定すべきだということまでは共通ルールとするが、約款の策定を必須とするか個別協定のみでもいいとするか、また、政府が加入者回線の細分化を求めるか、そこは主要なサービス提供者の裁量とするかは各国で異なるルールとして構わないとされたということである。

これは、結果として、FTA 上、日ペルー米 3 国間、また、日豪米 3 国間で共通とするルールを作り、他方で、多様性が許容されるルールのカテゴリーを同定したことになる。ここに、日ペルー米では 21 項目、日米豪では 20 項目、3 か国が FTA でコミットしている共通のルールができることになった。(表 6)

---

<sup>64</sup> Digital Millennium Copyright Act (Public Law 105-304)

<sup>65</sup> 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年 11 月 30 日法律第 137 号）

表6 日豪米各国間の FTA 及び日ペルー米各国間の FTA における情報通信関係 WTO プラスの比較

WTOプラス \ FTA	日星	日豪	米豪	日星	日ペルー	米ペルー
公衆電気通信網における相互接続	○	○	○	○	○	○
公衆電気通信網における番号ポータビリティ	×	○	○	×	○	○
公衆電気通信網における再販売	×	×	×	×	○	○
公衆電気通信網におけるダイヤリング・パリティ	×	○	○	×	×	○
公衆電気通信網における海底ケーブルシステムへのアクセス	×	○	○	×	×	○
主要なサービス提供者における不利でない待遇	×	○	○	×	○	○
主要なサービス提供者における再販売	×	○	○	×	×	○
主要なサービス提供者におけるネットワーク要素のアンバンドル	×	○	○	×	×	○
主要なサービス提供者における加入者回線の細分化	○	×	×	○	×	×
接続約款による相互接続	○	×	×	○	○	×
接続約款の認可制	○	×	×	○	×	×
主要なサービス提供者における接続約款又は協定による相互接続	×	○	○	×	○	○
主要なサービス提供者における接続協定のファイリング	×	×	×	×	×	○
主要なサービス提供者における専用回線によるサービスの提供及び料金	×	○	○	×	○	○
主要なサービス提供者におけるコロケーション等の確保	○	○	○	○	×	○
主要なサービス提供者における電柱、管路、線路敷設権へのアクセス	×	○	○	×	○	○
規制機関による執行	×	×	○	×	×	○
紛争解決	×	○	○	×	○	○
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性	×	○	×	×	○	○
技術中立性	×	×	○	×	×	○
付加価値再販事業者への非規制	×	×	○	×	×	○
規制執行の差し控え	×	×	○	×	×	○
電子的送信への関税不賦課	×	○	○	×	×	○
デジタル・プロダクトの無差別待遇	×	○	○	×	×	○
透明性	×	×	×	×	×	○
オンライン消費者保護	×	○	○	×	×	○
個人情報保護	×	○	×	×	×	×
要求されていない商用電子メールの規制	×	○	×	×	×	×
電子認証法制	×	○	○	×	×	○
貿易文書の電子化	○	○	○	○	×	○
大きな負担とならない国内規制	×	○	×	×	×	×
協力	×	○	×	×	×	×
インターネットドメインネーム割当の適正手続き	×	×	○	×	×	○
サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)	×	×	○	×	×	○
サービスプロバイダの責任制限(概括的規定)	×	○	×	×	○	×

(各協定から筆者作成。)

### 5. 3. 日米の FTA におけるルール共通化

#### 5. 3. 1. 日米の FTA におけるルール共通化

米国は、シンガポールとの FTA によって、それまで FTA に盛り込んだことのなかった情報通信関係 WTO プラスを新たに 20 項目設定、その中で、2 項目は日星 EPA と共通する

内容となり、2 項目は日星 EPA にあるルールから、約款制を必須とする部分、加入者回線の細分化を求める部分を削り、内容を柔軟化した形とした。つまり、米星 FTA によって日米はシンガポールを間に介して、間接的ながら、新たに、2 項目のルールを完全に共通化し、2 項目を部分的に共通化することになった。

一方、日本は、ペルー、豪州との間で締結した EPA によって、それまでの自国の EPA に盛り込んだことのなかった情報通信関係 WTO プラスを各々 8、14 項目設定、これらは何れも、先行した米ペルー、米豪 FTA の規定を各々踏襲したものであり、日本はこれらのルールをペルー、豪州を介して、間接的に、米国と新たに共通化することとなったのであった。また、この他に、インターネットプロバイダの著作権に関する責任制限規定 1 項目は、日本が、米ペルー、米豪 FTA にあった規定から「ノーティスアンドテイクダウン」の手続き規定を削り、大幅に柔軟化して継受したものであった。これについては、日米が部分的にルールを共通化することになった。

つまり、日米各々と FTA の締結を進めたシンガポール、ペルー、豪州の動きは、FTA 上共通ルールを持つ国の拡大に貢献をしていたのである。

### 5. 3. 2. 日米の要求の差し控え

このルールの共通化は、日米各政府が、米、あるいは日本と FTA 実績のある交渉相手の FTA ルールの選択的受容を通じて実現しているわけだが、その際には、日米各政府は、自国が FTA への盛り込みを進めているルールのうちの一部の盛り込みを断念し、一部のみを盛り込むことで満足するという行動をとっている。そして、これは他の FTA 交渉では日本、米国とも採っていない行動パターンである。

米国は、シンガポールとの交渉において、ダイヤリングパリティの確保を求める規定及び付加価値再販事業者への非規制についての規定の 2 項目を盛り込まないことを許容する決断をしている。そして、海底ケーブルへのアクセスの確保を求める規定は、義務付けの対象を主要なサービス提供者に限定した。これら要求の一部差し控えは、2004 年以後の米国の 11 の FTA で唯一、米星 FTA のみにおいて見られる現象である。

日本では、ペルーとの間では、主要なサービス提供者の接続約款の認可制を盛り込まなかった。これは、それまでの日本の 8FTA では一切なかった現象だった。そして、過去 7 回の実例のある加入者回線の細分化の規定も盛り込まなかった。また、豪州との間では、主要なサービス提供者の接続約款による相互接続とサービス提供者の接続約款の認可制の 2 項目を柔軟化した接続約款又は接続協定による相互接続の規定を FTA に盛り込んだ。情報通信関係 WTO プラスを盛り込んだ EPA において、接続約款制度の規定を盛り込まなかった EPA は、日本としては初めてのことであった。また、ここでも加入者回線の細分化の規定の盛り込みを見送っている。

このように、日米は各々、共通する国との FTA 交渉に当たっては、交渉当事国との間で互いにマイナスとなりかねない要求を差し控え合うという他の交渉では見られない行動を採っていることが分かる。上記の行動は、情報通信関係ルールに関して、提案ルールの一部の FTA への盛り込みが実現しないデメリットにも関わらず、他のルールについて、FTA 締結にメリットを感じるのに十分なルール共通化が実現すると考えられたため実現したと考えられる。また、これは、日米の各々が、自国のルールと異なるルールの提案を交渉相手国が行う場合に生じていると見られるから、日米が行っている「法的競争」の結果生じていると言うことができる。

### 5. 3. 3. 要求の差し控えによる「スパゲッティボール現象」の回避

上記のような交渉の結果締結された米星 EPA、日ペルー EPA、日豪 EPA の各々においては、日米が各 FTA への盛り込みを進めてきた条項を柔軟化した規定はあっても、日米が進めてきた条項と対立する義務を加える規定は盛り込まれていない。したがって、米星 FTA、日ペルー EPA、日豪 EPA の締結によってルール同士の対立のために見直しが必要となるよ

うな既存 FTA も存在しない。このことから、「貿易政策の錯綜」、「スパゲッティボール現象」が発生し得る状況がこれら FTA で作られていないことが分かる。(表 2、1)

日豪交渉において、日本が接続約款による相互接続の規定を日豪 EPA に盛り込むことに仮にこだわっていたならば、豪州が既に発効させている米豪 FTA の規定で相対契約のみとすることが明示的に容認されているのと対立する規定が盛り込まれることになった。その場合、政策が錯綜したかは分からないが、対立的な政策が併存した可能性はあったので、ルールの内容として、この場合、日本のルールが優れていたか米豪のルールが優れていたかはともかくとして、日本がその提案への固執を差し控えたことで、「スパゲッティボール現象」は生じ得ないことになった。これは、日豪間の要求差し控えによって実現していた。

## 6. 検証結果のまとめ、考察と今後の検証課題

### 6. 1. 検証結果のまとめ

情報通信関係の通商協定規定に関して、第 4 章で見たように、日本・米国は、各々異なる相手国と FTA 交渉を行っている中では、自国の国内ルールと同様のルールの FTA への盛り込みを追求し、そのルールによるスタンダードセッティングとそのルールへの他国のロックインを進める「法的競争」を追求している。そして、その結果、日米の FTA 間でルールの多様化が生じている。

この部分については、政策拡散理論により FTA 拡大を説明する先行研究の議論が、情報通信関係 FTA 規定拡大についても妥当している。

第 5 章で見たように、日本と米国が FTA 盛り込みを追求しているルールの広域的な共通化については、広域 FTA の締結という形では未だ進んでいないものの、日米が共通の国と個別的 FTA を締結するいわば間接的な形で実現している。これは、日米が交渉相手国との間で、互いに相手国の国内ルールと対立しかねない提案ルールへの固執を控え合う中、その他のルールを FTA に盛り込むことで実現した結果であった。

このことは、また、このルールの広域的共通化の中で、「スパゲッティボール現象」を回避させる効果も持っていた。そして、その結果もあり、情報通信関係規定では、先行研究の議論とは異なり、競争的な個別的 FTA の拡大がルールの多様化を通じてルールの広域化を阻害するという現象が起こっていない。その上、ルールの広域的共通化に伴う、ルール間の対立に起因する既存の個別的 FTA のルールの見直しの必要性も生じていない。

上記のような差し控えが行われる要因として、検証した FTA 交渉からは、次の 2 点が認められた。

その第一は、情報通信分野において、共通化するメリットがあると考えられているルールが十分に多いことであった。その結果、日本も米国も、FTA 締結により、提案ルールの一部差し控えによるデメリット以上のメリットを感じていると考えられる。第二は、自らもルール提案の一部を差し控え、そのことで交渉相手国のルール提案の一部の差し控えも確保する交渉が成立していることである。これによって、日本を含む交渉当事国は、相手国提案による自国のデメリットを回避している。これは、提案ルールを持つ国同士の交渉であるから実現するのであり、日米各々がルール提案を進める「法的競争」の追求が行われてきたために実現したものであった。

つまり、ここで言えるのは、情報通信関係規定に関しては、現状、上記 2 点の要因が成立しており、そのため、日米各々が進めている競争的な個別的 FTA の拡大がルールの広域的共通化を阻害していないということである。そして、むしろ、競争的な個別的 FTA の拡大は、ルールの円滑な広域的共通化に貢献すらしているということである。

### 6. 2. 考察

以上の結論からすると、情報通信分野において、自国でも採用している適正なルールの採用を他国に求める「法的競争」の追求を日本では止める必要はないということになる。むしろ、そればかりか、交渉力を持ってルールの広域的共通化を進める上で、適正な国内

ルールの提案は積極的に進めていくべきだということになる。

日本の本分野での FTA に向けた提案ルールの殆どは、電気通信規律で、2000 年までに国内で整備されたものであった。他方で、4.3.2. で見たように、米国の提案ルールの領域は我が国のそれよりも遙かに広範なものになっている。その中には、「ノーティスアンドテイクダウン」手続きのように我が国の国内ルールとは異なるものもあった。

我が国で電子商取引規律やネット知的財産保護規律も含め、外国との通商協定で盛り込みを図るルールがないか、あらためて検証して、積極的なルール提案について検討を行っていくことが必要であろう。

### 6. 3. 今後の検証課題

本論文では、個別的 FTA の競争的拡大の広域ルール共通化への影響について個別的 FTA の交渉の検証により分析を行ったが、より本格的な広域ルール共通化は広域 FTA の形成により進められようとしている。現時点では、広域 FTA への動きの中でも先行している TPP 協定の交渉ですら、調印に到っておらず、また、その条文の公表が 11 月まで行われていなかったため、検証は難しかった。しかし、個別的 FTA とルール広域化との関係を見る上では、今後は、TPP 協定交渉等の広域 FTA の交渉の検証が課題となろう。

### 7. 謝辞

本論文の執筆に当たっては、御指導戴いた早稲田大学の小尾敏夫教授、匿名の査読者、インタビューに応じて戴いた総務省の歴代 FTA 交渉担当者及びジョナサン・マクヘイル米国通商代表補代理の有益なお力添えを戴きました。ここに記して感謝の気持ちを述べさせていただきます。

### 参考文献

- [1] Office Of The United States Trade Representative, Enhancing Trade and Investment, Supporting Jobs, Economic Growth and Development: Outlines of the Trans-Pacific Partnership Agreement (November 13, 2011)
- [2] Kenneth W. Abbott, Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, Anne-Marie Slaughter, and Duncan Snidal, The Concept of Legalization, Judith L. Goldstein, Miles Kahler, Robert O. Keohane and Anne-Marie Slaughter (edit), *Legalization and World Politics*, 17-35, The MIT Press (2001)
- [3] World Trade Organization, Mexico – Measures Affecting Telecommunications Services, Report of the Panel (WT/DS204/R) (2 April 2004)
- [4] 小寺彰『電気通信サービスに関する GATS の構造・米国・メキシコ電気通信紛争・WTO 小委員会報告のインパクトと問題点』(RIETI Discussion Paper Series 05-J-001), 独立行政法人経済産業研究所(2005)
- [5] 間宮勇「WTO 電気通信サービス議定書参照文書の国内法上の効果」『ジュリスト』1313, 295-296, 有斐閣 (2006)
- [6] 巻口英司「米国の FTA における情報通信分野の戦略—米豪 FTA の検証を中心に—」『海外電気通信』38(4), 54-71, 財団法人マルチメディア振興センター(2005)
- [7] 青柳一郎「サービス貿易」, 渡邊頼純(監修), 外務省経済局 EPA 交渉チーム(編著)『解説 FTA・EPA 交渉』, 239-264, 日本経済評論社(2007)
- [8] Mireya Solis and Saori N. Katada, Explaining FTA Proliferation: A Policy Diffusion Framework, Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada (edit), *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, 1-24, Palgrave Macmillan (2009)
- [9] Beth A. Simmons, Frank Dobbin, and Geoffrey Garrett, Introduction: the diffusion

- of liberalization, Beth A. Simmons, Frank Dobbin, Geoffrey Garrett (edit), *The Global Diffusion of Markets and Democracy*, 1-63, Cambridge University Press (2008)
- [10] Mireya Solis, Japan's Competitive FTA Strategy: Commercial Opportunity versus Political Rivalry, Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada (edit), *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, 198-215, Palgrave Macmillan (2009)
- [11] Junji Nakagawa, Competitive Regionalism through Bilateral and Regional Rule-Making: Standard Setting and Locking-in, *Ibid.*, 74-93, Palgrave Macmillan (2009)
- [12] Jagdish Bhagwati, U.S. Trade Policy: The Infatuation with Free Trade Areas, Jagdish Bhagwati, Anne O. Krueger, *The Dangerous Drift to Preferential Trade Agreements*, 1-18, AEI Press (1995)
- [13] 大矢根聡『国際レジームと日米の外交構想 WTO・APEC・FTAの転換局面』有斐閣 (2012)
- [14] Barbara Stallings and Saori N. Katada, FTAs in a Competitive World, Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada (edit), *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, Palgrave Macmillan, 236-251, Palgrave Macmillan (2009)
- [15] 外務省「日本・シンガポール共同検討会合報告書の概要」(2000)
- [16] 日本・シンガポール共同検討会「日本・シンガポール新時代経済連携協定」(2000)
- [17] 芦原嘉宏「日本・シンガポール EPA」, 渡邊頼純(監修), 外務省経済局 EPA 交渉チーム(編著)『解説 FTA・EPA 交渉』45-67, 日本経済評論社(2007)
- [18] International Telecommunication Union, Effective Regulation Case: Singapore 2001 (2001)
- [19] Info-communications Development Authority of Singapore (IDA), Full Competition in Singapore's Telecommunications Sector (<http://www.ida.gov.sg/Policies-and-Regulations/Industry-and-Licensees/Competition-Management/Full-Competition-in-Singapores-Telecommunications-Sector> [last visited on June 12, 2015])
- [20] 経済産業省通商政策局国際経済紛争対策室・国際法務室『2014年版不公正貿易報告書』(2014)
- [21] 日本国政府「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」(2004)
- [22] 日本国政府「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」(2005)
- [23] 日本国政府「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」(2008)
- [24] Government of Japan, Comments of the Government of Japan (2009) (FCC の Electronic Comment Filing System (ECFS)において公開。)
- [25] Brian Staples, Capacity Building – Implementation and Administration of Free Trade Agreements: Service- Investment Provisions (Inter-American Development Bank Integration and Trade Sector Policy Brief No. IDB-PB-153) (2011)